

○本山町都市計画審議会条例

(平成 28 年 9 月 16 日条例第 34 号)

(設置)

第1条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本山町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 4 名以内

(2) 町議会の議員 2 名以内

(3) 関係行政機関若しくは県の職員又は町の住民 2 名以内

2 任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、その職をもって任命された委員の任期は、委員としての任期中であってもその職の任期満了若しくはその職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 町長は、委員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間の途中でも任用を取り消すことができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を若干名置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を若干名置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決する所による。

(幹事)

第6条 審議会に審議会の会務を処理するために幹事若干名を置く。

2 幹事は、町の職員から町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(報酬)

第8条 委員及び臨時委員並びに専門委員の報酬は、地方自治法第 203 条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（昭和 34 年条例第 14 号）の別表の審査会、審議会及び調査会等の委員の報酬額を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。